

涼みどころ募集要領

1. 目的

鞍手町では、日常的な熱中症対策のため、町内の施設において地域住民が一時的に暑さをしのげる施設を「涼みどころ」として指定することとしています。

つきましては、町全体で熱中症対策に取り組むことを目的として、町とともに熱中症対策に取り組んでいただける施設を募集いたします。

2. 「涼みどころ」の実施内容

- (1) 可能な範囲で自由にひと涼みできる場所として、施設を無償で提供します。
- (2) 対象施設の出入口等見やすい場所に、町から配布するポスター等を掲示します。
- (3) 冷房設備を有するとともに、対象スペースの室温を適切に保ち、適切な管理・運営を行います（現状の設定温度の見直しなどは不要です）。
(注1) 涼みどころの運用は、各施設・店舗の通常業務の範囲内で実施いただくものとします。
(注2) 指定や運営にあたり新たな費用負担等を求めるものではありません。

3. 運用期間

毎年7月1日～10月31日

4. 応募要件

- (1) 町内の施設であること
 - (2) 「2. 「涼みどころ」の実施内容」を履行できること
 - (3) 施設の名称、所在地等を町のウェブサイト等で公表することに同意すること
- (注)ただし、次のいずれかに概要する場合は、涼みどころとして指定できない場合があります。
- ①法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れがあるとき
 - ②特定の政治活動、思想活動もしくは宗教活動を助長し、又は助長する恐れがあるとき
 - ③その他鞍手町ひと涼みスポットとして適当でないと認められるとき

5. 応募期間及び応募方法

- (1) 応募期間
随時
- (2) 応募方法
応募用紙に必要事項を記載したうえで、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で鞍手町に提出いただきます。

6. 「涼みどころ」の指定

応募用紙を提出し、「4. 応募要件」を満たす施設を「涼みどころ」として指定します。
なお、指定を受けた年度以降も同施設を「涼みどころ」として継続するものとします。

7. 指定の辞退

「涼みどころ」の指定を辞退する場合は、辞退届に必要事項を記載したうえで、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で鞍手町に提出いただきます。